

第 6 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成21年2月24日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第6回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
広域連合長の提案理由説明	4
一般質問	7
第1号議案の上程	16
事務局長の議案概要説明	16
第1号議案の質疑、討論、採決	17
第2号議案の上程	17
事務局長の議案概要説明	18
第2号議案の質疑、討論、採決	20
第3号議案の上程	20
事務局長の議案概要説明	20
第3号議案の質疑、討論、採決	21
第4号議案の上程	22
事務局長の議案概要説明	22
第4号議案の質疑、討論、採決	23
第5号議案及び第6号議案の一括上程	24
事務局長の議案概要説明	24
第5号議案及び第6号議案の一括質疑、討論、採決	25
第7号議案の上程	26
事務局長の議案概要説明	26
第7号議案の質疑、討論、採決	27
第8号議案及び第9号議案の一括上程	27
事務局長の議案概要説明	27
第8号議案及び第9号議案の一括質疑、討論、採決	28
第10号議案の上程	30
事務局長の議案概要説明	30

第 10 号議案の質疑、討論、採決	31
第 11 号議案の上程及び採決	31
広域連合長の閉会あいさつ	32
閉会の宣告	33
資 料	
議案の送付について（第 1 号議案から第 10 号議案まで）	35
議案の送付について（第 11 号議案）	36
議決一覧	37

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成21年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第6回定例会を次のとおり招集する。

平成21年2月10日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成21年2月24日
午後2時
- 2 場 所 高知市本町五丁目6-42
公立学校共済組合高知宿泊所 高知会館
2階 白鳳の間

議 員 席 次

- | | | | | | |
|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 澤田五十六 君 | 2 番 | 今西 芳彦 君 | 3 番 | 上治 堂司 君 |
| 4 番 | 岡崎洋一郎 君 | 5 番 | 中澤 愛水 君 | 6 番 | 仲田 強 君 |
| 7 番 | 和田 賢二 君 | 8 番 | 大石 哲雄 君 | 9 番 | 松本 正 君 |
| 10 番 | 有澤 明男 君 | | | | |
-

議事日程

平成21年2月24日 午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提出議案の提案理由説明
- 第4 一般質問
- 第5 第1号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第6 第2号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 第3号議案 平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第8 第4号議案 平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第9 第5号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第10 第7号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療診療報酬審査支払システム整備基金条例議案
- 第11 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例議案
- 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13 第11号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

出席議員

1番	澤田五十六	君	2番	今西 芳彦	君	3番	上治 堂司	君
4番	岡崎洋一郎	君	5番	中澤 愛水	君	6番	仲田 強	君
7番	和田 賢二	君	8番	大石 哲雄	君	9番	松本 正	君
10番	有澤 明男	君						

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也	君
副広域連合長	西村 伸一郎	君
代表監査委員	吉本 雅史	君
会計管理者	西川 淳一	君
事務局長	清田 浩嗣	君

議会事務局職員出席者

事務局次長	瀧 祐藏	君				
書記	中島 行雄	君	岡村 忠志	君	開澤 淳介	君
	山本 和佳	君				

広域連合事務局職員出席者

課長補佐	西岡佐智子	君
主査	宇都宮朋彦	君

◎開会の宣告

- 議長（岡崎洋一郎君） ただいまより、平成 21 年高知県後期高齢者医療広域連合議会第 6 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

午後 2 時 開会

◎議事日程の報告

- 議長（岡崎洋一郎君） これからの議事は、今、お手元に配布をいたしております議事日程によりまして進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認めます。よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（岡崎洋一郎君） これより日程に入ります。まず、日程の第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第 89 条の規定により、議長が指名をいたします。会議録署名議員は、9 番、松本正議員、10 番、有澤明男議員のお二人をお願いをいたします。
-

◎会期の決定

- 議長（岡崎洋一郎君） 次に、日程の第 2、会期の決定につきまして、会議規則第 4 条の規定によりお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日 2 月 24 日の 1 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認め、本日 1 日と決定をいたしました。
-

◎広域連合長の提案理由説明

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、これより日程の第 3、提出議案の提案理由説明に入ります。第 1 号議案から第 11 号議案までを一括議題といたします。広域連合長から提案理由の説明を求めます。

〔広域連合長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、御多用中のところ、第6回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関する状況等につきまして、国の動向等を含めまして申し上げます。

昨年4月に施行されました後期高齢者医療制度も、はや1年近くを経過することとなりますが、この間、国におきましては、低所得の方々をはじめとします高齢者の方々の置かれている状況に配慮いたしました、保険料の賦課や徴収のあり方、さらには給付等におきます様々な見直し措置がなされ、本制度の定着を目指した対応がなされているところであります。

本年度における昨年10月開催の当広域連合議会以降の新たな対応としましては、まず1点目として、75歳の誕生日から当制度に移行することで、自己負担の上限額が従前の2倍になる方への課題や、自己負担の割合が1割から3割になる問題につきましては、75歳誕生月の上限額を移行前後の制度ごとに半額に設定することとし、自己負担の割合については1割負担のまま据え置きにすることなどが、すでに、本年1月から実施されております。

次に2点目として、保険料の徴収に関する見直しの措置といたしまして、制度開始時には特別徴収の対象者とされ、年金から直接天引きされておりました方々の保険料の納付方法が、昨年7月の政令改正によりまして、

(1)当制度に加入する前の国民健康保険制度で過去2年間において滞納がなされていなかった場合、

(2)年金収入が180万円未満で、世帯主又は配偶者が代わって支払う場合、などの一定の要件が満たされている場合は、平成20年度の途中からでも、口座振替による保険料の納付を可能とする見直しが行われましたが、昨年12月25日に再びその内容が改正され、これらの要件が撤廃されることとなり、希望される方は口座振替を選択することも可能となり、年金からの天引きとのいずれか一方を選択していただくことで保険料の納付ができるように見直しされ、本年4月から実施されることとなっております。

また、平成21年度に実施されます見直し措置の内容につきましては、先の昨年10月に開催いたしました当広域連合議会第5回定例会におきまして、御説明いたしてまいりましたが、まず1点目の恒久措置として、

(1)均等割の軽減に新たに9割軽減を追加し、被保険者全員が年金収入80万円以下の場合を対象とすること、

(2)年金収入211万円までを対象として所得割の5割を軽減すること、

2点目として平成21年度のみ措置として、被用者保険の被扶養者であった方々の保険料を均等割9割軽減後の額とすること、としました保険料の軽減対策でありまして、すでに国の補正予算によります財源措置が決定されているところであります。

度重なる制度内容の見直しが行われておりますことから、今後におきましても、被保険者の方々や住民の皆様方に対します広報事業の果たす役割は、より一層重要となつてまいりますので、改めまして、広報内容がわかりやすいものとなつていたか、またその時期や手段等が適切であったか等、各市町村との連携のもとにその検証を行いながら、今後の広報事業に取り組んでまいらなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以下、今般、御提案申し上げております議案について御説明を申し上げます。

今回提案いたしております議案は、予算議案4件、条例議案6件、人事議案1件であります。

はじめに、予算議案について申し上げます。

第1号議案の平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連します予算編成となつておりまして、当初予算の規模は対前年度当初比で213万2千円増の1億4,834万4千円となつております。

第2号議案の平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、事業部門に係る保険給付を主とした経費に係る予算編成となつておりまして、当初予算の規模は対前年度当初比で159億5,730万6千円増の1,220億8,975万3千円となつております。

第3号議案の平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、特別会計に繰り出します保険料不均一賦課負担金の国及び県からの減額交付等に伴ひまして798万円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1億3,823万2千円とするものであります。

第4号議案の平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳出面で、被保険者数が当初予算ベースを下回っていることから保険給付費が減少することとなり、このことに関連して歳入面で、保険料の収入総額及び国、県並びに社会保険診療報酬支払基金などの交付金等が減少することとなりますので、当初予算から43億7,826万2千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1,018億745万円とするものであります。

以上の予算議案につきましては、後ほど事務局から詳しく御説明させていただきます。

次に、条例議案につきまして御説明いたします。

第5号議案の高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、所得の低い被保険者の方々に対する新たな保険料の軽減として、平成21年度からの均等割9割軽減等の恒久措置並びに被用者保険の被扶養者であった被保険者の方々に対する保険料軽減の平成21年度限

りの措置につきまして規定するため、条例を改正するものです。

第6号議案の高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案につきましては、平成21年度の保険料軽減措置等に対応するための国からの臨時特例交付金につきまして規定を追加するため、条例を改正するものです。

第7号議案の高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療診療報酬審査支払システム整備基金条例議案につきましては、同システム更新時の整備に係る経費の財源に充てるため、基金を設置するものです。

第8号議案の高知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例議案につきましては、地方公務員法の規定に基づき、定年退職者等の再任用に関して必要な事項を定めようとするものです。

第9号議案の高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、再任用職員の給与について必要な事項を規定するため、条例の一部を改正するものです。

第10号議案の高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い条文の整備等を行うため、条例の一部を改正するものです。

人事議案であります第11号議案の高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意につきましては、現在、副広域連合長であります明神健夫津野町長が本年2月26日をもちまして任期を終えられますことから、当広域連合規約第12条の規定に基づきまして、新たな副広域連合長の選任につきましてお諮りするものです。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切な御決定をお願いいたします。以上でございます。

◎一般質問

○議長（岡崎洋一郎君） ただいま、1号から11号にわたる提出議案に対する連合長の提案理由の説明を受けました。それではこれより日程の第4、一般質問に入ります。通告がありますので、発言を許します。

和田議員、通告に従って発言を許します。

○和田賢二君 7番和田賢二です。議長の指名をいただきましたので、通告してあります件につきまして、ただいまから一般質問を行います。

まず最初に、後期高齢者医療懇話会について質問をいたします。

当広域連合において、懇話会を設置するということは、確認をされているところであります。そこで、現在まだ設置をされていないと承知をしているところでありますが、どうなっているのかという点でございます。また設置をするとしたら、本年度の特別会計予算に予算措置がされていることは承知をしておりますが、

いつから設置をしていくのか、またその人員構成は何人で、その選任方法等はどういうふうにして行われるのか、またその懇話会にはどのような課題、内容について諮問または検討していただくのかについてお聞きをいたします。

次に、小泉構造改革以来の構造改革路線のもとで、貧困と格差が広がっております。

去年は、病気になっても医者にかかれないという子どもの無保険が大きな社会問題となり、12月には国保法が改正となりましたが、いまだ多くの国民が医療から排除されている現実があります。

昨年5月2日付けの朝日新聞には、こんな記事が載っています。小さなそば屋を営む男性が妻を亡くした。店の売り上げは20万円程度で、家賃は11万円。家賃を払うと、国保料が払えない。妻は、直腸がんが骨に転移した状態だったが、治療費が払えず、抗がん剤も痛み止めも使えなかった。男性が病院に行こうよと声をかけても拒否をする。そして、痛い、苦しいとも言わずに亡くなりました。男性は、金さえあったらもっと長く生かしてやれた。本当は国保の金も気持ちよく払いたい。申し訳なく思うと、遺体の前に泣き崩れたというものです。

保険料を払えないために、医療から排除されるとというのは、憲法25条の生存権を否定するもので、許されるものではありません。

ところが、後期高齢者医療制度のもとで、従来は無保険になることがなかった高齢者に対し、こうした無慈悲な制裁、医療の排除が近々行われる危険性が迫っています。

後期高齢者医療制度に加入されている方々の多くは、何らかの病気を抱え、医療の必要度が高く、また認知機能が衰えている方もおり、耳が聞こえない、目が見えにくいなどの不都合な身体状態である方々です。こうした方から医療を取り上げることがあっては決してならないと思います。

全国保険医団体連合会が、今年の11月末から12月末にかけて、各都道府県の保険医協会、保険医会を通じ、全国27都道府県587自治体の普通徴収者の滞納者数のアンケートを行ったところ、およそ17万人の方が保険料を滞納されていることが判明しました。高知県の滞納者は、2,426人、対象者の8.74%となっています。

先日、他県で市民団体の方が、滞納者への対策として、通知を出し、役所に来てもらい、相談に乗るという方法について、広域連合と懇談を行っていますが、その中でこういう例が紹介されています。

単身で低所得者の方が多地域滞納率が高い。役所からの通知が来るたびにケアマネが呼び出される実態がある中で、周りに誰もいない単身の方に通知だけでも認識してもらえないのではないかと。

足が悪く、役所まで来れない人がいる。どうやって把握するのか。保険証が自分のところに来ていないという患者さんの家に病院の職員が行って、山積みの郵便物から保険証を探し出したということも実際にある。保険証が届いていること自体がわからない。通知だけでは把握できないのではないかと。

また、ひとり暮らしで認知症のある方は、ケアマネなど周りの助けがないと自覚できない、納付できないという方も多い。独居の方の所に家族がたまたま来て、数ヶ月分だけ納付した場合、滞納があれば短期証の発行になるのか。

など様々な事情で滞納が発生することが指摘され、そうしたことから訪問活動などのきめ細かな対応が必要だということが話し合われています。

高知県での直近の保険料の滞納者はどのくらいおり、その原因をどう把握しているのかお伺いをいたします。

昨年、厚生労働省は、低所得者への資格証発行は過酷として、年金収入が夫婦世帯で年 238 万円以下、単身で年 203 万円以下の加入者を適用対象外とする方針を明らかにしています。その時の説明では、国としての統一基準ではなく、都道府県ごとの広域連合が独自に基準を設ける際の目安としています。

本来は、保険証は無条件に発行すべきと考えますが、広域連合ではその基準をどう考えているのか、医療からの排除を出さない最大限の努力が必要だと思いますが伺います。

また、政府は昨年 10 月に、御承知のように子どもの無保険に対して、医療費の一時払いが困難と申し出た場合は、特別な事情に順ずる状況として、短期被保険者証を交付できるとした通知を出しましたが、日本共産党の小池晃参議院議員の、子どもに限るべきではないとの質問主意書に対し、子どもに限らず医療の必要性を申し出れば、緊急対応として短期被保険者証を発行することが可能であると 1 月 20 日に回答をしています。

後期高齢者医療制度においても、同様な対応が取られるべきであり、市町村に徹底すべきと思うが伺います。

高知市では、厚生労働省の目安である法定減免の方を除いても 122 名の滞納者がいると聞きました。その多くは、年金が担保になっているか、世帯主の所得が申告されておらず、減免の対象であると把握されていないのではないかと予想されます。

こうしたことから、機械的な資格証の発行を行わず、きめ細かい対応が必要だと思います。

実際の保険料の徴収は、市町村が行っていますが、広域連合として統一した対応が必要ではないかと思えます。

滞納を、生活の異変、暮らしの厳しさのメッセージと考えてきちんと訪問し、必要であれば他の福祉施策も活用するなど、親身な対応が必要と考えますが、決意を伺います。

次に、後期高齢者健診制度について伺います。

3 月に誕生日を迎える方の健診は、年度内では期日が少ないことから、4 月からはなるところが多いと承知していますが、知らずに誕生月に受けに行くと、今日は受けられませんかと医療機関から説明しないといけないとの心配の声が関係者から寄せられています。

医療機関や個人への周知はどうなっているのかお聞きをします。

高齢者を差別する後期高齢者医療制度は廃止しかない。このことが、一層明確になったこの1年だと思います。それは、冒頭で紹介した国保の無保険に対する社会的な批判、反撃の取組の広がりにも示されています。

政府は、後期高齢者医療制度の必要性を、国保財政の悪化を口実にしてきました。また、様々な矛盾を解決するとして、舛添厚生労働大臣は、市町村単位で運営されている国保と後期高齢者医療制度を一体化し、都道府県が運営する県民健康保険に再編する私案を発表しています。

しかし、国保財政の悪化、高すぎる保険料の原因は、国の医療切り捨て、社会保障切り捨ての政策の結果です。

昨年9月、国保料の滞納世帯は、384万世帯で、国保加入世帯の2割に近い状況です。所得280万円の4人家族で年間40万円、所得100万円の単身者で年間14万円です。住民の支払能力を超えています。そもそも国保は、年金生活者、失業者が入る保険で、国の手厚い負担があって成り立つ制度ではないでしょうか。

ところが1984年、政府は定率国庫負担を医療費の45%から38.5%に削減し、その後も事務費などを削減してきました。その結果、国保収入に占める国庫支援金は、厚労省の国保事業年報によりますと、84年の49.8%から2005年には30.4%に低下し、1人当たりの保険料は、3万9千円から8万円に倍加する。これが国保財政悪化の最大の原因ではないでしょうか。収入は下がり、負担は上がっております。

連合長は、高知市の国保事業の責任者であります。国保財政の悪化の原因をどうとらえているのか、後期高齢者医療制度は国保との一体化が解決の決め手と考えているのか、御所見を伺います。

私は、社会保障費の削減をやめ、国庫負担の増額による国保の立て直しが必要であり、後期高齢者医療制度の廃止は、その第1歩の改革だと思います。廃止に向けて全力を尽くすことを表明して、1回目の質問を終わります。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。それでは、広域連合長、お答えをお願いします。

○広域連合長（岡崎誠也君） 御質問に順次お答えを申し上げますが、私の方からは資格証明書の発行につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

被保険者証につきましては、制度の安定した運営や、被保険者間におきます負担の公平性の確保の観点から、御質問にもございましたが、一定期間保険料の納付がなされずに特別の事情がない場合には、被保険者証の返還を求めることができることとされていますが、後期高齢者医療制度の中では、多くの被保険者の方々が受診をされている状況がございますことから、資格証明書の交付が受診の機会を奪うようになってはならないということで、慎重な対応が必要だと考えております。

なお参考でございますが、現時点におきまして、当高知県の広域連合では、資

格証明書、そして短期被保険者証を交付した事例はございません。

次に、資格証明書の交付対象となる方につきましては、当広域連合におきましては、昨年5月に開催をいたしました加入市町村の12名の首長で組織をします広域連合運営連絡会を設置をしております、この連絡会におきまして、低所得の方々は原則として資格証明書の交付対象としないことを相互に確認をしております。また、我々はこれを相互に確認したことが早かったんですが、国におきましては、その翌月の昨年6月に政府・与党プロジェクトチームから示されました制度の見直しの中で、相当の収入があるにもかかわらず、保険料を納めていただけない方に限って適用することとプロジェクトチームの方の決定でなされているところでございます。

資格証明書を交付する場合の交付基準につきまして、御質問もいただきましたが、先ほど御質問の中でも少し御紹介がございました、資格証明書がいわゆるその交付対象とならない被保険者の年金収入の年額につきましては、国が一つの目安というふうに出ておりますが、単身世帯で203万円、また夫婦二人世帯では最大373万円までの方々が交付の対象にならないというのが国の一つの考え方でございます。

この資格証明書の交付に当たりましては、それぞれの市町村の窓口におきまして、納付に関するだけでなく、福祉施策の活用も含めました相談等への対応を十分に行っていただき、交付対象となられる方の選定に際しましては、機械的に交付対象の判定がなされることがないようにしてまいらなければならないというふうに考えておきまして、個々の方々の状況を十分調査するなどの事務手続きをこの広域連合の中でも統一をして行っていく必要があるものと考えております。そのために現在、その具体的な取扱いを含めました規定の策定に取り組んでいるところでございます。

またもう一つの、被保険者証の有効期限を一定期間に限定をしました短期被保険者証の交付につきましては、滞納された方々との接触の機会を持つという観点から、保険料の納付方法やその他の施策の相談にも対応してまいることが目的としておりますことから、その運用に当たりましては、御質問内容にもありますように、国の通知等の内容を勘案しながら、今後市町村におきまして、統一した対応が取れるように取り組んでまいっていく必要があると考えているところでございます。

次に、国保財政と後期高齢者医療制度との関連につきまして、御質問をいただきました。高知市の国保がどうかということも御質問いただきました。少し関連がありますので、その点につきまして申し上げますが、参考として申し上げますが、国民健康保険につきましては、昭和59年に国庫負担の割合が変更されましたが、例えば高知市の事例でございますが、高知市では平成3年度までは国保の財政は赤字となっております。その後、全国的なこの国保財政の悪化を受けまして、国におきましては、国保財政安定化支援事業が平成4年度に創設をされ、国保事業における地方財政措置による支援が手厚くなることなどもございまして、

高知市では、その後平成 20 年度まで国保につきましては黒字を保つことができ
おります。

こうした事例を見てみますと、一概に国が支援をしていないとは言い切れませ
んが、後期高齢者医療制度の創設などの医療制度の改革によりまして、国保財政
が改善がされるというふうに言われておりまして、今後国は国保の公費負担や財
政調整の見直しを行うのではないかと考えられますので、今後の国の動きには十
分注視をしていかなければならないと考えているところでございます。

後期高齢者医療制度と国保の運用につきましては、様々な意見が出ているとこ
ろでございますが、例えば対象年齢を後期高齢者医療制度について 75 歳からさら
に引き下げることや公費の負担割合を引き上げることなど、また国保につきまし
ては、現在の市町村単位の運営から都道府県単位の国保の運営に移行したらどう
かなど、様々な意見が出ているところでございます。

自民党の社会保障制度調査会が後期高齢者医療制度の見直しに着手をし、今年
の春までにいわゆる与党案をまとめることを決定をしておりますが、御承知のよ
うな国会が緊迫をしている状況でございますので、具体的な検討は遅れていると
いうふうにお聞きをしているところでございます。

また、舛添厚生労働大臣が立ち上げました高齢者医療制度に関する検討会では、
先月までに 4 回論議がされておりますが、まだ意見の集約には至っておりません
ので、今後ともこの様々な検討のあり方、また論議の内容を注視をしていかなけ
ればならないという状況でございます。

こうした状況にありますので、私どもは後期高齢者医療制度を責任を持って運
営をしていく立場にある広域連合でございますので、まずはこの制度を安定的に
運営をしていくことが責務だというふうに考えておりますので、その点につきま
しては御理解をお願いを申し上げます。

その他の御質問の項目につきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

〔事務局長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 和田議員の御質問にお答えいたします。

まず、懇話会についてのお尋ねがありました。

後期高齢者医療懇話会は、昨年 10 月に設置いたしまして、第 1 回の会合を 10
月 16 日に開催しております。

懇話会の構成は、被保険者を代表する委員 3 名、保険医及び保険薬剤師を代表
する委員 3 名、学識経験者、有識者等を代表する委員 2 名、医療保険者を代表す
る委員 3 名の合計 11 名の委員からなっております。

また、委員は、他県の先進事例を参考にいたしまして、関係団体から推薦をい
ただく方法で選任しております。

後期高齢者医療懇話会は、国民健康保険の運営協議会のように法律で定められた諮問機関とは異なり、任意の設置となっておりますので、保険料や給付などについて関係者の御意見を広くいただくこととしております。

なお、第1回の懇話会におきましては、被保険者の代表の方から、何度も文書が届くが内容が理解できないというような御意見をいただいております。今後わかりやすい広報を行うことが課題ではないかと考えております。

次に、保険料の滞納者についてのお尋ねがありました。

保険料の普通徴収は、平成20年7月から始まっておりますが、12月末が納期限となっているものまでを対象といたしますと、現時点でおよそ2,900人が滞納となっております。

また、滞納の原因は把握できておりませんが、広域連合長がお答えいたしましたように、今後、訪問や納付相談を実施するなど、きめ細かな収納対策に取り組んでいく必要がありますので、こうした取組を通じまして、被保険者の方々の個々の事情を把握するよう、市町村と調整してまいります。

次に、健診について医療機関や個人への周知がどうなっているのかのお尋ねがありました。

健診を受診する際には、事前に市町村に申し込みをする必要がありますので、この手続きは市町村の広報紙等でお知らせしております。また、申し込みをされますと、市町村から受診券が発行されますが、健診を実施する医療機関に事前の予約が必要な場合などは受診券にチラシを同封してお知らせしております。

平成20年度におきましては、75歳に達する方は、75歳未満の方に義務づけられている特定健診の対象者に含まれておりません。このため、3月に75歳に達する方は、後期高齢者医療の健診を受診できる期間が非常に短くなりますし、健診を3月まで実施する市町村も少ない状況でございますので、受診の機会を確保するために、多くの市町村では年齢到達前に加入していた国保などで保健事業として健診を実施しております。

また、平成21年度におきましては、75歳に達する方も特定健診の対象とするように基準が改正されましたので、特定健診あるいは後期高齢者医療の健診が、十分な期間の中で受けられるように国保などの医療保険者と調整をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。和田議員からの通告による各質問に対する答弁をいただきました。質問の時間制限がございます。何かありましたら。

〔和田賢二君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい。

○和田賢二君 連合長の答弁といたしましては、資格証明書の発行及び短期被保険者証の発行についての御答弁をいただきました。第1回目の私の一般質問いたしました内容に沿った御答弁が概ねあったように思うわけでございます。

そこで厚生労働省の後期高齢者医療担当係長の最近のコメントではですね、個別対応のないまま保険証の取り上げをしない、資格証は相当な収入のある悪質な場合と、実質的には資格証の発行に歯止めがかかる回答をしているわけでございます。先ほどの御答弁でも、交付対象者に対してきめ細かな対応をしていくという御答弁がありました。

そこでですね、資格証の発行は、相当な収入がある悪質なものに限ると、相当な収入などの運用基準についても、地方と議論しながら整理をしていると、保険料の減免を受けている方、元社会保険などの扶養家族の方、ハンセン病の方など特別な事情があると考えられる。

もうすでに行政が訪問して、個別の事情を把握するなどの対応もせずいきなり没収することはないようにすべき。資格証を発行するような事例が出た場合には、本庁にあらかじめ情報提供するよう依頼している。また、保険証の返還となれば、行政手続法上弁明の機会を与えないといけないというようなコメントも最近されているようでございます。したがって、この資格証の発行と短期被保険者証の発行については、くれぐれも後期高齢者の医療からの排除をしないという立場から慎重に取り扱っていただきたいし、今後各構成市町村との十分な、緊密で基本的な統一した見解のもとにやられるように要望もしておきたいと思っております。

それから、清田事務局長さんの答弁の中にありました懇話会について、私の記憶ではその構成の委員のお名前を承知していないわけでございますが、したがってこういう質問をしてしまいました。今回せっかくの機会でありますので、委員のお名前を御紹介いただきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎洋一郎君） 再度の質問に対してのお答えを、広域連合長ですか。

〔広域連合長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） はい、私の方から1点だけお答えを申し上げます。

先ほどの資格証明書及び短期被保険者証の交付基準の関係と運用につきまして、和田議員さんの御質問の主旨のとおりでございますが、もう一つ大切なのは、この広域連合が所属しております高知県の各市町村で統一した取扱いということも、我々も配慮していかなければならない点だというふうに思いますので、その点につきまして今県内での基準の規定も含めて検討しているところでございます。この基準の作りにつきましては、できましたら今年の4月ぐらいまでには策定をしまいたいと思っておりますので、それぞれの市町村である意味、運用にばら

つきが生じないように広域連合としても十分留意をしてみたいと思います。その点につきましては、またよろしく願い申し上げます。

もう1点につきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

○議長（岡崎洋一郎君） 清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） はい。後期高齢者医療懇話会の委員のメンバーについての御質問がございました。それでは、委員11名いらっしゃいますけども、それぞれお名前をこの場で読み上げさせていただきます。

まず、被保険者代表が3名いらっしゃいます。

まずお1人目が、県の老人クラブ連合会会長成川清さん、それからもう一人は同じく老人クラブ連合会の女性委員会の委員長永富鶴美さん、3人目といたしまして、シルバー人材センター連合会会長田所睦三さん、次に保険医・薬剤師代表といたしまして、それぞれ3師会から代表をいただいております。まず、高知県医師会の会長永野健五郎さん、次に歯科医師会の副会長福島善彦さん、3人目といたしまして、薬剤師会の専務理事西森康夫さん、学識経験者といたしまして高知大学社会経済学科講師西島文香さん、もう一人有識者といたしまして、県の健康福祉部国保指導課長武市隆志さん、あとは医療保険者代表の3名になりますが、全国健康保険協会高知支部野村智昭さん、もう一人が四国銀行健康保険組合常務理事中山浩二さん、最後に高知市の健康福祉部副部長岡林敏行さん、以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） それぞれ答弁をいただきました。質問の残余時間がまだ2分ほどあります。何かありましたら。

〔和田賢二君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、和田議員。

○和田賢二君 保険料の普通徴収の対象者の方、私の住んでおります土佐町では約1,000ちょっとの方が後期高齢者医療保険の被保険者でありますけれども、その中で普通徴収の対象者が291名、その中で1年を通して、あるいはばらつきはありますけれども、滞納している方が47名いるというふうな実態がございます。14%ぐらいに当たります。先ほど事務局長の報告では、2,900人いるというようなことでありました。普通徴収の方というのは、低所得者の方であるわけでございますから、重ねて福祉施策も含めて、相談、訪問等緊密にきめ細かくやっていただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。それでは、一般質問はこれで

終了いたしたいと思います。

◎第1号議案の審議の宣告

○議長（岡崎洋一郎君）　続きまして、日程の第5、第1号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を審議いたします。書記の朗読は、省略をいたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君）　それでは、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。事務局長は着席のままで、説明をお願いいたします。清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君）　それでは、第1号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。お手元の議案及び説明書の1ページをお開きください。

まず、歳入歳出予算の総額は、第1条のとおり1億4,834万4千円でございます。

少し飛びまして、6ページをお開きください。

平成21年度は、前年度と比較しまして、213万2千円の増額となっております。これは主に総務課の職員を1名増員することによるものでございます。

続きまして、一般会計予算のうち主だったものについて御説明いたします。まず、歳入ですが、7ページの1款、分担金及び負担金は、市町村の事務費負担金としまして6,142万6千円を計上しております。この負担金に係る各市町村の負担額は、広域連合規約に基づきまして、平成21年3月末の被保険者数の割合に応じた額となります。

8ページをお開きください。2款、国庫支出金及び9ページの3款、県支出金の保険料不均一賦課負担金は、医療費の低い8町村で経過措置としまして保険料の不均一賦課を行っておりますが、均一保険料との差額を国及び県が2分の1ずつ負担するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。12ページをお開きください。1款、議会費は、広域連合議会を開催するための経費として91万4千円を計上しております。

13ページ、2款、1項、総務管理費は、事務局を運営する経費でございますが、主に管理職2名及び総務課5名の人件費でございます。

第8号議案及び第9号議案としまして関連する条例議案を提出しておりますが、広域連合を円滑に運営するためには、制度に精通した職員を確保する必要があることから、事務局次長として構成市町村の定年退職者等を再任用することとしておりまして、その経費として、2節、給料には193万2千円、3節、職員手

当等には期末勤勉手当及び通勤手当、4節には社会保険料等を計上しております。

14 ページをお開きください。19 節、負担金、補助及び交付金には派遣職員人件費負担金として 4,200 万円を計上しております。

16 ページをお開きください。3 款、民生費には 28 節、繰出金としまして、8,589 万 2 千円を計上しております。これは、国及び県の保険料不均一賦課負担金を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。

◎第 1 号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、これよりただいまの報告に対するの質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 質疑はないようでございますので、これにて質疑は終了いたします。続きまして、第 1 号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、討論はないようでございますので、討論は終了いたします。

これより第 1 号議案、平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決をいたします。第 1 号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第 1 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第 2 号議案の審議の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第 6、第 2 号議案、平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を審議いたします。書記の朗読は、省略をいたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（清田浩嗣君） はい、それでは第2号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。お手元の議案及び説明書の21ページをお開きください。

まず、歳入歳出予算の総額は、第1条のとおり1,220億8,975万3千円でございます。

28ページをお開きください。歳出ですが、2款、保険給付費としまして1,216億155万7千円を計上しております。前年度と比較しまして160億3,362万8千円の増額となっております。これは、前年度が4月から2月までの11ヶ月の予算であったことや、平成21年度は前年度より被保険者数が増加することなどから、医療費が伸びることを考慮して増額したものでございます。

27ページにもどっていただきまして、歳入ですが、対象給付費に対して、市町村、国、県、支払基金が定率で負担することになっておりますので、保険給付費の増額に伴いまして、それぞれの支出金等が増額となっております。全体といたしましては、前年度と比較しまして159億5,730万6千円の増額となっております。

続きまして、歳入の主だったものについて御説明いたします。29ページをお開きください。

1款、市町村支出金、1項、市町村負担金、2目、保険料負担金のうち保険料負担金は、徴収事務を行う市町村が被保険者から徴収した保険料を広域連合へ納付するもので、70億710万1千円を計上しております。基盤安定負担金は、所得の低い方については政令で定める基準に従って保険料が軽減されますが、この軽減分を市町村が県負担分と併せて広域連合へ納付するもので、20億4,162万5千円を計上しております。3目、療養給付費負担金は、対象給付費の12分の1の96億9,128万1千円を計上しております。

30ページをお開きください。2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費負担金は、対象給付費の12分の3の290億7,384万5千円を計上しております。2目、高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、その4分の1ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金としまして2億5,342万1千円を見込んでおります。

2項、国庫補助金、1目、調整交付金のうち普通調整交付金は、広域連合間の所得の格差を調整するために交付されますので、本県の場合は全国平均より多くなりますが、112億377万8千円を見込んでおります。また、特別調整交付金は、結核・精神関係の給付費比率が高い場合などに交付されますが、4億6,400万円を計上しております。調整交付金は、合計で116億6,777万8千円となっております。調整交付金は、合計で116億6,777万8千円となっておりまして、全国平均は対象給付費の12分の1、8.3%となりますが、本県の場合は、

9.6%となっております。

31 ページ、3 款、県支出金は、療養給付費負担金として対象給付費の 12 分の 1 の額及び国と同額の高額療養費負担金を計上しております。失礼いたしました。高額医療費負担金を計上しております。

32 ページをお開きください。4 款、支払基金交付金は、国保などの医療保険者が拠出した後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金が広域連合へ定率で交付するものですが、対象給付費の約 4 割に当たる 512 億 5,711 万 6 千円を計上しております。

33 ページ、5 款、特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費について、200 万円を超える部分を全広域連合が共同で負担することにより、財政負担の軽減を行うものでありまして、1,000 万円を計上しております。

34 ページをお開きください。6 款、繰入金、2 項、基金繰入金は、臨時特例基金からの繰入金で、平成 21 年度における所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減措置に係る経費等の財源となるもので、7 億 637 万 5 千円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。37 ページをお開きください。

1 款、総務費は、医療その他の給付を行うための事務的経費で、2 億 8,447 万 9 千円を計上しております。事業運営に当たりましては、できる限り外部委託を行っておりまして、国保連合会には主たる業務である診療報酬の審査支払業務の他に、12 節、役務費のレセプト画像提供及び第三者求償事務、38 ページの 13 節、委託料のレセプト点検等及び介護給付調整突合処理の業務を委託しております。また、19 節負担金、補助及び交付金では、派遣職員人件費負担金としまして 8,400 万円を計上しておりますが、平成 21 年度は事業課の職員を 3 名増員することとしております。

39 ページ、2 款、保険給付費、1 項、療養諸費は、1 目、療養給付費がその大部分を占めておりまして、1,190 億 9,678 万 2 千円を計上しております。

40 ページをお開きください。2 項、高額療養費は、一月の自己負担額に上限を定めておりまして、その限度額を超えた部分について支給するもので、12 億 2,523 万円を計上しております。3 項、1 目、葬祭費は、1 件 3 万円としておりまして、2 億 148 万 5 千円を計上しております。

41 ページ、3 款、財政安定化基金拠出金は、保険料の収納不足や予想を上回る給付の増大による財政不足について資金の貸付や交付を行うために県に基金が設置されておりますが、国・県・広域連合が 3 分の 1 ずつ拠出することとされておりまして、その拠出金として 1 億 174 万 2 千円を計上しております。

42 ページをお開きください。4 款、特別高額医療費共同事業拠出金は、歳入の交付金と同額を計上しております。

43 ページ、5 款、保健事業費は、健康診査を市町村に委託する費用 5,773 万 6 千円と国保連合会にデータ管理を委託する費用 688 万 8 千円を計上しております。

44 ページをお開きください。6 款、基金積立金のうち 2 目、後期高齢者医療診療報酬審査支払システム整備基金積立金として 1,500 万円を計上しております。これは議案第 7 号に関連条例を提案しておりますが、国保連合会に委託しております診療報酬の審査支払業務に係る電算処理システムの更新等に係る経費の財源とするため、基金を設置するものでございます。

以上でございます。

◎第 2 号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） 特別会計予算の説明を受けましたが、それではこれより質疑を行います。質疑はございませんか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 特にないようでございますから、これにて質疑は終了いたします。続きまして、第 2 号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） ないようでございます。討論はこれにて終了いたします。これより第 2 号議案、平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。第 2 号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手多数であります。よって、第 2 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第 3 号議案の審議の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第 7、第 3 号議案、平成 20 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議いたします。書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、議案の概要につきまして、事務局長に説明を

求めます。

- 事務局長（清田浩嗣君） 第3号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について御説明いたします。議案及び説明書の49ページをお開きください。

第1条のとおり歳入歳出それぞれ798万円を減額して、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億3,823万2千円となっております。

歳入について御説明いたします。55ページをお開きください。1款、分担金及び負担金の市町村負担金は、諸経費の精査及び他の収入の増加によりまして、1,180万1千円の減額となっております。

56ページをお開きください。2款、国庫支出金及び57ページ、3款、県支出金の保険料不均一賦課負担金は、不均一保険料軽減額の確定に伴いまして、それぞれ342万1千円を減額しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。60ページをお開きください。基本的には、不用と見込まれる経費の減額を行っておりまして、1款、議会費は、25万5千円の減額、2款、総務費は、88万4千円の減額となっております。

62ページをお開きください。3款、民生費の保険料不均一賦課繰出金は、歳入の国庫支出金及び県支出金で受け入れました負担金と同額を後期高齢者医療特別会計に繰り出すもので、負担金の減額に伴いまして、684万1千円を減額しております。以上でございます。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） 一般会計の補正予算の説明をいただきました。それではこれより質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 質疑がないようでございますので、これにて質疑は終了いたします。続きまして、第3号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 討論もないようでございますから、討論を終了いたします。これより第3号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。第3号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第4号議案の審議の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第8、第4号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。書記の朗読は、省略をいたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） では、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（清田浩嗣君） 第4号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明いたします。

65 ページをお開きください。歳入歳出の総額は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ43億7,826万2千円を減額して、それぞれ1,018億745万円となっております。これは、主に障害認定で被保険者となられた75歳未満の方が認定の撤回をされたことなどによりまして、被保険者数が見込みより少なくなったことから、保険給付費も減少することとなったことによるものでございます。

67 ページをお開きください。歳出の2款、保険給付費は、49億2,053万7千円の減額となっており、これに伴いまして66ページの歳入のうち、対象給付費に対して定率で負担することになる市町村、国、県及び支払基金の支出金等も大きく減額となっております。

歳入について御説明いたします。71 ページをお開きください。1款、市町村支出金、1項、市町村負担金のうち、1目、事務費負担金は、諸経費の精査を行ったことから、3,436万円の減額となっております。2目、保険料負担金は、被保険者数が見込みより少なくなったことによりまして、3億1,935万9千円の減額となっております。

72 ページをお開きください。2款、国庫支出金、1項、国庫負担金のうち、2目、高額医療費負担金は、4,143万6千円の増額となっております。

2款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金のうち、普通調整交付金の減額は、保険給付費の減額によるものでございます。また、特別調整交付金の減額は、平成20年度の特別対策としての均等割の8.5割軽減及び所得割の2分の1軽減の財源が、当初は特別調整交付金とされておりましたが、3目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で対応することとなったことによるものでございまして、

調整交付金は合わせて9億9,184万1千円の減額となっております。

2目、保健事業費補助金は、健康診査の受診率が見込みを下回ることから、957万8千円の減額となっております。

4目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、平成21年度の特別対策としての保険料の軽減分や広報経費などに充てるために交付されるものでございますが、全額臨時特例基金に積み立てることとしております。

75ページをお開きください。5款、特別高額医療費共同事業交付金は、交付金額が示されたことにより、5,105万1千円を減額しております。

76ページをお開きください。6款、繰入金の臨時特例基金繰入金は、被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減に対応するものですが、均等割7割及び5割の法定の軽減が優先されることから、5,495万2千円の減額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

78ページをお開きください。1款、総務費は、不用が見込まれる経費としまして、3,509万1千円を減額しております。

79ページ、18節、備品購入費のうち、電算処理システム機器等購入費1,206万7千円は、システムの処理能力の向上のためにサーバを購入する費用でございます。19節、負担金、補助及び交付金のうち国保中央会システム改修分担金1,491万4千円は、制度の見直しに対応するため標準システムを改修する費用を全国の広域連合で分担する費用でございます。これらの経費の財源は、国の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金及び臨時特例交付金となっております。

81ページをお開きください。4款、1項、1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、拠出金額が示されたことにより、5,353万4千円の減額となっております。

82ページをお開きください。5款、1項、1目、健康診査費は、3,697万7千円の減額となっております。

83ページ、6款、基金積立金では、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金に係る臨時特例基金積立金としまして6億5,340万1千円を、後期高齢者医療診療報酬審査支払システム整備基金積立金としまして、1,500万円を新たに計上しております。以上でございます。

◎第4号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） それではこれよりただいまの説明に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。続きまして、第4号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 討論もないようでございますから、討論は終了をいたします。これより第4号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決をいたします。第4号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第5号議案及び第6号議案の一括審議の宣告

- 議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第9、第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案及び第6号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案の2議案は関連がありますので、一括をして審議をいたしたいと存じます。書記の朗読は、省略をさせていただきます。

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。

- 事務局長（清田浩嗣君） 第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

85ページをお開きください。今回の改正は、平成21年度における特別対策としての保険料の軽減措置について、規定を追加するものでございます。

まず、第15条第1項第1号の2の規定は、所得の低い方に係る被保険者均等割額の減額について定めております。被保険者均等割額の7割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員の年金収入が80万円以下でその他の各種所得がない世帯に該当する被保険者の方の被保険者均等割額を9割軽減とするものでございます。

第15条第2項の規定は、所得の低い方に係る所得割額の減額について定めております。保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者、年金収入のみの方であれば、年金収入が年額211万円以下の方が該当いたしますが、このような方に対しまして賦課する所得割額を2分の1減額するも

のでございます。

この均等割及び所得割の軽減措置は、恒久的な措置でありますので、条例の本文に規定することとしております。

86 ページの附則第 12 条の規定は、被用者保険の被扶養者であった方に係る保険料賦課の特例について定めるもので、平成 21 年度も引き続き被保険者均等割額を 9 割軽減とするものでございます。

続きまして、第 6 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

87 ページですが、この条例は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立てるために、必要な改正を行うものでございます。

第 2 条では、基金に積み立てる額として高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額を追加しております。

第 6 条では、基金を処分して財源に充てることのできる経費として、現行の条例で規定しております被用者保険の被扶養者であった被保険者の方に係る保険料の減額について平成 21 年度も対象とするとともに、新たに後期高齢者医療制度に関する説明会の開催、周知及び広報のための経費や、後期高齢者医療制度に関するきめ細やかな相談を実施するための体制整備の経費、平成 21 年度における所得の低い被保険者の方に係る保険料の減額を追加するものでございます。

また、附則第 2 条では、臨時特例基金条例の失効を平成 22 年度末に改正するものでございます。以上でございます。

◎第 5 号議案及び第 6 号議案の一括質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） それではこれより、第 5 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案及び第 6 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案の 2 議案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑は終了いたします。続きまして、この 2 議案についての一括討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 討論もないようでございますので、討論は終了をいたします。これより第 5 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関

する条例の一部を改正する条例議案及び第 6 号議案高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案の 2 議案を一括して採決をいたします。第 5 号議案及び第 6 号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第 5 号議案及び第 6 号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第 7 号議案の審議の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第 10、第 7 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療診療報酬審査支払システム整備基金条例議案を審議いたします。書記の朗読は、省略をいたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、議案の概要について、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（清田浩嗣君） 第 7 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療診療報酬審査支払システム整備基金条例議案について御説明いたします。88 ページをお開きください。

本条例は、国保連合会に委託しております診療報酬の審査支払業務に係る電算処理システムの更新等に係る経費の財源とするため、基金を設置するものでございます。

審査支払に係る経費は、保険料の算定に計上することとなっておりますが、制度が開始された平成 20 年度におきましては、保険料の上昇を抑えるために、電算処理システムの構築費用は市町村で負担しております。今後におきましては、電算処理システムの整備に係る経費に保険料を財源として充てるために、毎年、保険料の一部を基金に積み立てるものでございます。

第 2 条では、基金として積み立てる額は後期高齢者医療特別会計予算で定めることとしております。

第 4 条では、運用益の処理について規定しておりまして、予算に計上した後に基金に編入することとしております。

第 6 条では、処分について規定しておりまして、診療報酬審査支払システムの整備に必要な財源に充てる時に限り処分することができることとしております。以上でございます。

◎第7号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、これよりただいまの説明に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 質疑がないようでございますので、質疑を終了させていただきます。続きまして、第7号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 討論もないようでございますので、討論を終了いたします。これより第7号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療診療報酬審査支払システム整備基金条例議案を採決をいたします。第7号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第8号議案及び第9号議案の一括審議の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第11、第8号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例議案及び第9号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案の2議案は関連がありますので、一括して審議をいたしたいと思っております。書記の朗読を、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（清田浩嗣君） 第8号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例議案について御説明いたします。90ページをお開きください。

本条例は、地方公務員法第 28 条の 4、第 28 条の 5 及び第 28 条の 6 に規定する定年退職者等の再任用について必要な事項を定めるものでございます。

現在、広域連合の職員は構成市町村から派遣されておりますが、広域連合においては、構成市町村の定年退職者等についても再任用できるとされております。

第 2 条では、定年退職者以外の退職者で再任用できる者の条件を定めております。

第 3 条では、任期の更新について、勤務実績が良好な場合に行うことができることとしております。

第 4 条では再任用の上限年齢を、附則第 2 項では上限年齢に関する特例を定めております。これらの規定は、法律により国の制度を基準として定めることとされておりますので、国の制度に合わせたものとなっております。

続きまして、第 9 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。92 ページをお開きください。

事務局次長の職については、国において後期高齢者医療制度の様々な見直しが行われる中で、広域連合を円滑に運営するために制度に精通した職員を確保する必要があることから、構成市町村の定年退職者等を再任用短時間勤務職員として任用することとしております。

この条例の改正は、再任用職員の給与について必要な事項を定めるものでございます。

具体的な内容としましては、事務局次長の職務の級を 6 級としまして、給料月額を、高知市に準じ、常勤の再任用職員は 21 万 4,600 円とし、再任用短時間勤務職員は、その勤務時間に応じた額に定めるものでございます。

また、管理職手当は支給せず、時間外勤務手当、期末勤勉手当等の諸手当につきましては、高知県の給与条例の例によることとしております。以上でございます。

◎第 8 号議案及び第 9 号議案の一括質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、ただいま説明のありました第 8 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例議案及び第 9 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案の 2 議案に対する質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

〔和田賢二君挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） はい、和田議員。

○和田賢二君 和田です。第8号議案の高知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例に関してですね、その中のその第4条任期の末日の条文との関係でですね、その後に出てきますその任期の末日に関する特例のこの第2項のところについて、わかりやすく再度御説明を具体的にさせていただきたいと思うんですが、この表ではですね、21年はもちろん間違っていないと思うんですけど、21年4月1日から平成22年3月31日までで63年とこうあって、その下が22年の4月1日から平成25年の3月31日までで64年とこうあるんですが、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（岡崎洋一郎君） はい、清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 任期のことについて御質問がございました。これは年金を取得すると申しましょるか、年金をいただく年齢が徐々に高くなっておりますので、そのいわゆる再任用の期間を徐々に長くしていきまして、65歳に到達するまで少しずつ延ばしていこうと、こういう規定でございます。例えば、21年4月は63歳になる方まで採用できる、それからその後、22年4月からは64歳になる方まで採用できると、こういうような形になっております。

〔和田賢二君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） どうぞ、和田議員。

○和田賢二君 御答弁にありましたように、年金との関係で順次雇用というか採用の年限を延ばしていくということではありますが、その22年4月1日から平成25年3月31日までで64というのはどういう、妙にわからないんですがちょっとすみません。

○議長（岡崎洋一郎君） はい、清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 先ほどの御質問でございますが、例えば、22年4月は64歳になる方まで採用が可能と、こういう意味でございます。通常でしたら、21年度に採用される方は63歳になる方まで。

〔和田賢二君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、和田議員。

○和田賢二君 その25年の4月までで64というのが妙にわからないんですけど。

○議長（岡崎洋一郎君） はい、清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） あくまで22年から25年の3月までの期間は、その年度内に64歳になる方まで採用が可能とこういう意味でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） よろしゅうございますか。

○和田賢二君 はい。

○議長（岡崎洋一郎君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） それではないようでございますので、これにて質疑は終了いたします。続きまして、この2議案についての一括討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 討論はないようでございますから、討論も終了いたします。これより第8号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例議案及び第9号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案の2議案を一括して採決をいたします。第8号議案及び第9号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第8号議案及び第9号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第10号議案の審議の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第12、第10号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。書記の朗読は、省略をします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、議案の概要について、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（清田浩嗣君） 第10号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。93ページをお開きください。

株式会社日本政策金融公庫法等が施行され、条例に引用する公庫の予算及び決算に関する法律の題名等が改正されたことに伴いまして、文言の整理を行うものがございます。以上でございます。

◎第10号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、これよりただいまの説明に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 質疑もないようでございますので、質疑は終了をいたします。続きまして、第10号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 討論もないようでございますから、討論を終結いたします。これより第10号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案を採決をいたします。第10号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第10号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第11号議案の審議の宣告及び採決

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第13、第11号議案、高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

本議案は、広域連合副広域連合長であります明神健夫津野町長が、本年2月26日までの任期をもちまして勇退をされますことに伴い、新たに副広域連合長の選任を行うものであります。書記の朗読は省略をいたします。

副広域連合長につきましては、吉岡珍正越知町長を選任することに同意を求めるものであります。

それでは、お諮りをいたします。

第11号議案につきましては、提案理由の説明は省略をし、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、これより第11号議案を採決をいたします。

第11号議案については、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第11号議案は、原案に同意することに決定をいたしました。

◎広域連合長の閉会あいさつ

○議長（岡崎洋一郎君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了をいたしました。

〔広域連合長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、年度末を控えられまして御多用の中、お集まりをいただき、熱心に御審議を賜り、それぞれ御決定をいただきまして誠にありがとうございました。

また、当広域連合の設立時から副広域連合長として、その運営に大変な御尽力をいただき、この度御勇退されることとなりました明神健夫津野町長には、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げたいと思っております。

御案内のとおり、当制度は施行後1年近くが経過しようとするところでございますが、この間、保険料の賦課の方法や徴収方法及び医療の給付等におきまして様々な見直しが行われてまいりましたが、私どもに与えられております役割としては、これまで見直しが行われてきております現行制度を、被保険者の方々をはじめとします利用者の皆様方にその内容を十分に御理解いただく手立てをとってまいることが大切であると考えているところでございます。今後とも、各市町村とも一層の連携をしながら、住民の皆様方の信頼に応え得るよう、さらに努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、今後ともの御指導と御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日々、まだ気温の変化が激しい時でございますが、議員の皆様方には健康に御留意されまして、ますますの御健勝を御祈念申し上げます。閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。それでは、長時間にわたる議事運営に御協力を賜り、誠にありがとうございました。今後も、執行部とも十分な話し合いを持ちつつ、議員の皆様方と相協力をして御期待に沿えるような議会運営に努めてまいりたいと存じます。

これをもちまして、平成21年高知県後期高齢者医療広域連合議会第6回定例会を閉会をいたします。ありがとうございました。

午後3時36分 閉会

資 料

20 高後広第 627 号
平成 21 年 2 月 10 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 洋一郎 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成 21 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 6 回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1 号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 2 号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 号議案 平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 4 号議案 平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 5 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療診療報酬審査支払システム整備基金条例議案
- 第 8 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例議案
- 第 9 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案

20 高後広第 705 号
平成 21 年 2 月 24 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 洋一郎 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成 21 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 6 回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

第 11 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

平成 21 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 6 回定例会 議決一覧

○広域連合長提出の部

議案番号	件 名	議決年月日	議決内容
第 1 号議案	平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 2 号議案	平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 3 号議案	平成 20 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 4 号議案	平成 20 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 5 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 6 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 7 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療診療報酬審査支払システム整備基金条例議案	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 8 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例議案	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 9 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 10 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 21 年 2 月 24 日	原案可決
第 11 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	平成 21 年 2 月 24 日	同 意

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員